

第4章 参考資料

1 ユニバーサルデザインの必要性

「ユニバーサルデザイン」がこれからの社会になぜ必要なのかということ
を理解していただくために、ユニバーサルデザインの定義、生まれた背景、
これまでの経緯などについて説明します。

(1) ユニバーサルデザインの定義

ユニバーサルデザイン¹ (Universal Design) とは、万人 (Universal) の
ための設計 (Design) 思想です。

社会には、性別、年齢、職業、身体能力、身体特徴、国籍、人種、趣味、
性格、知識、嗜好など、いろいろな特徴をもった人がいます。また、それ
ぞれの人もけがや病気などによる身体的な変調や環境変化などの影響で
常に同じ状態を保っているわけではありません。

そうした多様な人人の要求を広く考慮し、多くの人々が自立して安全、快
適、安心して暮らせる環境や建物、製品、サービス、情報などを計画・実行
することがユニバーサルデザインの思想です。

(2) ユニバーサルデザインのあゆみ

ユニバーサルデザイン誕生の背景には、さまざまな考え方や政策が関係
しています (表1)。

「ノーマライゼーションの理念」は、1950年代にデンマークで提唱され
ました。「障害者が障害のない者と同等に生活・活動する社会をめざす」と
いう考え方です。この理念により、「1959年法 (デンマーク福祉法)」が制
定され、後に国際的に広がりました。

それとともに、この理念は、もとは障害者を対象にするものであったの
ですが、現在では、高齢者福祉分野においても、最も基本となる考え方に

なりました。

一方、1960～80年代のアメリカでは、障害のある人や高齢者が社会生活に参加するうえで支障となる物理的な障壁を取り除いたり、情報通信機器や情報サービスを誰もが共有できるアクセシビリティ² (Accessibility) に関する法律が整備されました。そして、1990年には障害者に対する差別を禁じるADA(Americans with Disabilities Act of 1990：障害をもつアメリカ人法)が施行されました。

しかし、差別を禁じる法律が施行されても障害のある人にとって快適で便利な生活環境が保障されるまでにはいたりませんでした。法律に基づくガイドラインが最低基準として機能したことと、健常者と障害者を区別するような環境整備が行われたためです。最低基準さえ満たせばよいとする計画者や設計者の意識が、障害者専用の出入り口や昇降機付きのバスといった区別を生み出したのです。

そこで、障害のある人や高齢者といった特定の人たちのためだけでなく、より多くの人人を対象とするユニバーサルデザインの考えが提唱されるようになりました。基本概念や7原則(表2)の策定で中心的な役割を果たしたのが、ノースカロライナ州立大学併設の研究機関、センター・フォー・ユニバーサルデザイン(Center for Universal Design)のロナルド・メイス(Ronald L. Mace)所長をはじめとする研究者たちです。メイスらは法規制の必要を認めながらも市場の役割に大きく期待しました。市場淘汰こそが特殊な配慮や違和感のない優れたデザインを生み出すと考えたためです。より多くの人人が利用、購入すればスケールメリットによる価格妥当性も達成されます。

ユニバーサルデザインという考え方は、日本のものづくりやまちづくりにも大きな影響をもたらしました。1990年代後半以降、地方自治体はユニバーサルデザインの考え方をもとにしたまちづくりに取り組み、その結果、交通バリアフリー法³やハートビル法⁴といった法制度の整備も行われました。現在、この二つを包括するユニバーサル社会創造法案(仮称)が審議されようとしています。もちろん民間企業も、積極的にユニバーサルデ

ザインに取り組んでいます。高齢社会に向けた市場が拡大する現在，ユニバーサルデザインは製品開発の不可欠な要素になったことが大きな理由です。

- 1 国立国語研究所では，ユニバーサルデザインの日本語への言い換え例として「万人向け設計」を提案しています。
- 2 国立国語研究所では，アクセシビリティの日本語への言い換え例として「利用しやすさ」を提案しています。
- 3 高齢者，身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）
- 4 高齢者，身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）

表1 ユニバーサルデザインの背景概念

名 称	概 要
バリアフリー (Barrier Free)	障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方
アクセシビリティ (Accessibility)	情報やサービス，ソフトウェアなどが，受け入れやすく，利用しやすいこと
ユーザビリティ (Usability)	簡単な操作や使っていてストレスや戸惑いを感じない使いやすさのこと

表2 ロナルド・メイスによるユニバーサルデザインの7原則

1	公平な実用性	Equitable Use	多くの人人に使いやすく，市場性をもつ
2	柔軟性	Flexibility in Use	幅広く個人の好みや能力に対応できる
3	簡単で直感的に使える	Simple and Intuitive Use	経験，知識，言語能力，集中力に関係なく使える
4	感覚でわかる情報	Perceptible Information	周囲の状況や利用者の知覚能力にかかわらず，必要な情報を効果的に提供する
5	エラーへの対応	Tolerance for Error	誤りや意図しない行動に対し，事故や有害な結果を最小限に抑え，事故や間違いで生じる危険を最小限にする
6	少ない肉体的労力	Low Physical Effort	最低限の疲労で効果的かつ快適に使える
7	利用しやすい大きさ と空間	Size and Space for Approach and Use	体格，姿勢に関係なく利用できる

Copyright : The center for Universal Design, North Carolina State University

2 使いやすさに配慮した「もの」づくりの具体例

さまざまな人のために使いやすいように配慮されたたくさんの「もの」が暮らしの中にあります。また、筑波研究学園都市の研究教育機関などから、開発・提案され、実用化に向けて着実に進んでいる「もの」もあります。ここでは、ユニバーサルデザインに配慮した「もの」をつくるための具体的な配慮ポイントとその代表事例を紹介します。

(1) 配慮ポイント

位置とレイアウト

スイッチやドアノブなどの操作部分，説明表示などは，使いやすくわかりやすい場所に配置

照明の状態

ものや状態がわかりやすい適切な明るさ

色とコントラスト

色が見分けにくい人やものが見えにくい人へも配慮した配色。文字や図の見やすい背景との対比

文字の大きさと形

表示文字や図の見やすくわかりやすい大きさと表示方法

わかりやすいことば

ことばや音声案内の一般的でわかりやすいことばづかい

図記号と絵記号

説明書や表示に，文字だけでなく図や絵を使う

音声の音量と音程

音声案内は，大きさや音の高さを周囲の状況に合わせて調整できる

情報表示の速さ

音声案内や画面の文字表示の適切な表示スピード

識別のしやすさ

スイッチ類など操作部分を，見ても触っても区別しやすい形

扱いやすさ

容器の開けやすさ・閉めやすさなど，持ちやすく動かしやすい大きさ・形・重さ

賞味期限・成分表示

食品やものの成分の明確な表示

表面温度の警告

使うときに触れる部分の温度への注意

表面の材質

すべりにくく持ちやすいドアノブ，歩きやすい床，危険な突起がない，などの表面材質

安全な素材

アレルギーや毒性がなく，有害な化学物質を含まない素材。環境にやさしい悪影響のない素材

使い方がわかりやすい

ものの使い方の順序が簡単でわかりやすい

安全機構

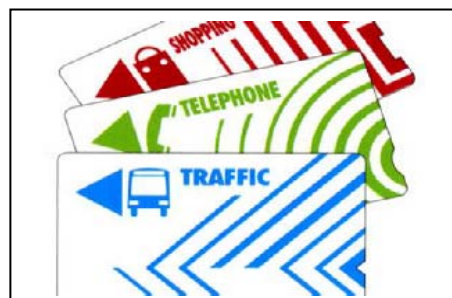
もし間違った使い方や失敗をしても，使う人に危険にならずに元どおりに回復できる

(2) 代表例

プリペイドカードの切り欠き

カードの一部にルール化した形の切り欠きをつくり，三角は乗り物用，だ円はテレホン用，四角は買い物用に3種類が区別できます。これは見えにくい人にも触ってわかります。

(画像提供：共用品推進機構)



シャンプーとリンスの容器

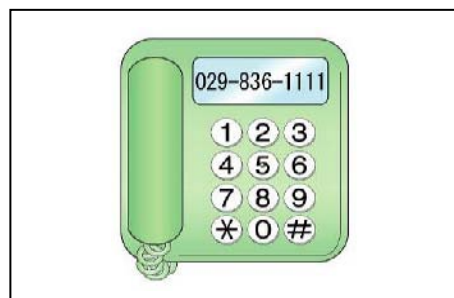
シャンプーの容器には小さな凸状のギザギザがあり，リンスの容器にはありません。目をとじたままで触ってもリンスの容器と区別ができます。

(画像提供：共用品推進機構)



大きなボタンと音で知らせてくれる電話
見やすく押しやすい「でかボタン」。
ボタンには小さな凸があり触ってボタ
ンの位置がわかり、音声で終りを知ら
せてくれます。

(画像提供：共用品推進機構)



段差のない浴室ドア

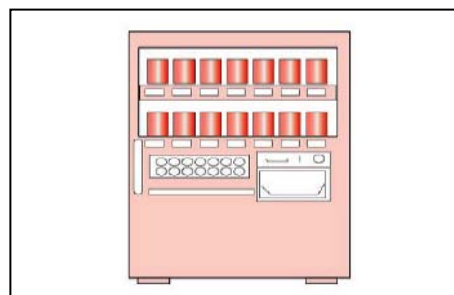
浴室への入口ドアの床に段差がない
ため、つまずくことがなく、高齢者だ
けでなく子どもやだれにでも安全で使
いやすいドアです。



押しボタンの位置が低い清涼飲料水の 自動販売機

荷物置き用の小さなテーブルがあ
り、押しボタンの位置が低いので、子
どもや車いすの人にも使いやすい機器
です。

(画像提供：共用品推進機構)



多目的トイレ

手すり、便器の背もたれ、介護用ベ
ッド、小さい子ども用の洋式トイレ、
オストメイト（人工肛門）対応水洗装
置など、だれもが使えるみんなにやさ
しいトイレです。

(写真提供：筑波技術大学)



遠隔地手話通訳システム

聴覚障害学生が受けている授業内容
をインターネット回線を利用して離れた
場所で手話通訳し、その画像を学生
に送り情報支援をします。

(写真提供：筑波技術大学)



歩行支援ロボットスーツ

筋肉の動きを感知し、機械の力で人の動きを補助します。高齢者や障害のある人などの身体の動きを助けます。重い荷物の運搬補助や災害レスキュー活動、スポーツなどの分野への展開も可能です。

(写真提供：筑波大学 / CYBERDYNE株式会社)



癒しアザラシ型ロボット「パロ」

ロボットで人の心をいやします。高齢者や子どもによる使用実験を行い、心理的効果や生理的効果や社会的効果があることが確認できました。「パロ」は「世界一の癒しロボット」としてギネス世界記録に認定されています。

(写真提供：産業技術総合研究所)



拡大読書器

視力の弱い人や高齢者が読み書きなどをするとき、文字や図写真などを大きく拡大して見やすくする道具です。

(写真提供：筑波技術大学)



触覚ディスプレイシステム

図や文字を小さな凸で表しています。視覚障害のある人のための触ってわかるシステムです。学習の支援やコミュニケーションの道具として使えます。

(写真提供：筑波技術大学)



3 情報のユニバーサルデザイン

情報のユニバーサルデザインとは、年齢、ことばの違い、障害の有無、そのほかいかなる要因にもかかわらず、だれでも情報通信機器を操作し、情報にアクセスでき、サービスの利用など情報の利点を活用できることを表します。情報アクセシビリティ、情報バリアフリー、ユニバーサル・アクセスということばでも表現されます。

(1) 情報アクセシビリティのあゆみ

アメリカのADA法を背景に1998年に米国リハビリテーション法（Rehabilitation Act）第508条がつけられました。これは、連邦政府に対するITアクセシビリティのガイドラインを定義したものです。ここでは、連邦政府が調達・使用、あるいは一般市民に対し提供する情報、サービスは、障害のある政府職員・一般市民が、障害のない人と同等にアクセスできなければならないと規定しています。

日本では、情報バリアフリーの実現・情報アクセシビリティの向上のために、2002年に障害者基本計画の策定が行われ、2004年に障害者基本法が改正されました。これを受け、2004年に情報通信全般について共通的なアクセシビリティJIS規格「JIS (Japan Industrial Standard) X 8341 高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス」が作られました。この中では、日本語特有の問題点も扱われています。

(2) インターネット技術の国際標準化

インターネットの普及によって、世界中の情報が手軽に入手できるようになりました。どこにいてもどのような機器を用いても、だれもが情報を活用できることを目指して、World Wide Web Consortium(W3C)という国際的な機関がインターネット技術に関する標準化を推進しています。W3C内に設けられたWAI (Web Accessibility Initiative) という組織では、Webア

アクセシビリティに関する基準 (WCAG (Web Contents Accessibility Guideline)) を提案しています。

(3) 配慮ポイント

解決方法はひとつだけではありません。また、一人一人最適な方法は異なります。しかし、ちょっとした配慮でだれもがアクセスしやすい情報になる場合もあります。以下、そのポイントについて紹介します。

- 耳の不自由な人：音声情報を視覚的に表現することが必要です。字幕をつける、エラー・メッセージの点滅、カタカナ英語を控えるなどが考えられます。
- 目の不自由な人：視覚情報を音声に置き換えたり、視認性・可読性を高める工夫が必要です。文字情報を音声で読み上げる、視覚情報を拡大する、文字の大きさや書体選び、見やすい色づかい、地と文字の対比を明確にする、色だけに頼らないなどが考えられます。
- 手指の運動が不自由な人：機器の場合は、入力装置や記憶メディアの取り扱いやすさなど、操作のしやすさが必要です。操作しやすいスイッチ、コントロール装置、挿入・取り出しの容易なディスクおよびメディア装置、声や視線による入力など入力装置の工夫などが考えられます。
- 認知・学習が困難な人：情報をわかりやすくすることが必要です。全体的なデザインの統一やわかりやすい文章表現、専門用語や省略語などを使用しない、音声と文字による同時提示、言葉ではなく絵で表すなどが考えられます。
- 国籍・言語の異なる人：母国語で伝える、文化的背景を考慮するなどが考えられます。

これらの配慮ポイントは、子どもや高齢者にとっても必要なことであると同時に、だれにとってもアクセスしやすい情報のための配慮ポイントにもなります。

4 生活しやすいまちづくり

ユニバーサルデザインのまちづくりには、基本となる二つの法律があります。それは、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」です。そして、平成17年、この二つの法律の統合をめざし、「ユニバーサルデザイン政策大綱」が策定されました。

「ハートビル法」は平成6年に制定され、平成14年に改正されました。目的は、高齢者や身体障害者などが快適で安全に建物を利用できるようにすることです。病院、映画館、公会堂、展示場、百貨店、ホテル、高齢者施設、学校、美術館、商店、飲食店、役所、駐車場、公衆便所といったいろいろな人が利用する建築物で、身体の負担を減らすバリアフリー化を推進することが定められています。

一方、「交通バリアフリー法」は、平成12年に制定されました。目的は、高齢者や身体障害者などが快適で安全に公共交通機関を利用できるようにすることです。駅やバスターミナル、空港、鉄道車両、バス車両、航空機、旅客船などについて、身体の負担を減らすバリアフリー化を推進することが定められています。さらに、駅などを中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、道路や駅前広場、信号機などのバリアフリーを一体的に進めることも盛り込まれています。

「ユニバーサルデザイン政策大綱」は平成17年に策定されました。目的は、交通バリアフリー法とハートビル法をユニバーサルデザインの視点で見直し、公共交通機関や建物を連続した生活環境としてハードとソフトの両面から継続して整備、改善していくことです。バリアフリーでは一部の人人が対象でしたが、ユニバーサルデザインでは年齢や障害の有無、国籍などを問わずできるかぎりすべての人人が対象になっています。ハード面では一体的・総合的なバリアフリーの推進やIT技術の活用などが、ソフト面ではいろいろな人人が計画に参加できる仕組みづくり、評価のシステム、心のバリアフリーの促進などが盛り込まれています。

注意すべきことは、こうした法律で示されている誘導的な数値はあくま

でも整備すべき最低基準だということです。ユニバーサルデザインは、これらの指針をベースに、さらに「高齢者や障害のある人のみならず利用者みんなにとってより快適」であることを目指す考え方です。以下、そうしたユニバーサルデザインに基づく配慮を紹介します。

(1) 施設建設のプロセス

適切な建物づくりのための基本構想

多くの人が利用する建物も、その用途や機能、規模や性能、利用の仕方や利用の頻度などはさまざまです。それぞれの建物がどのような建物になるべきか、利用者にとって本当に適した建物になるためにはどのようなプロセスをとるべきか、そのコンセプトを明確にした構想を立てる必要があります。その構想をユニバーサルデザインの観点から策定することこそが、利用者にとって最も適した 利用しやすい建物をつくるための第一歩です。どのような人たちに、どのような方法で、どのようなタイミングで参加してもらうのかをこの基本構想で示し、建物づくりのプロセスにおいて実行していくことが大切です。

利用者ニーズ(要求)の的確な把握

これからつくる建物に求められている機能・規模・性能はなんであるのか。これを的確に把握することは、簡単なことではありません。しかし、アンケートや聞き取り調査によって、その把握に努めることが大切です。アンケートや聞き取り調査は、できるだけさまざまな人たちに行い、簡潔にわかりやすい文章・表現によって、行うことが求められます。また、視覚や聴覚に障害のある人たちにアンケートや聞き取り調査をする場合は、その方法などに工夫が必要です。

開かれた設計者の選定方法

把握されたニーズに対して、適切な建物をつくるためには設計者の能力（知識や経験、創造力や技術力）が求められます。このような設計者の選

定にあたって、特に公共施設の場合は「コンペ方式」や「プロポーザル方式」などの公正性・透明性・客観性を併せもった方法により、もっともふさわしい設計者を選ぶことが大切です。

利用者参加の設計方法

施主や設計者とともに、利用者が具体的に設計に参加する方法として「ワークショップ」があります。ワークショップは企画段階でのニーズ把握や実施設計段階・施工段階で建築細部の決定など、目的によって実施のタイミングや参加者を検討することが必要です。できるだけ幅広い人たちの参加を促し、充実した意見交換ができるよう配慮することが大切です。ワークショップを運営するためにはコーディネーターが大きな役割を担うので、的確な人選が重要です。

一方、建物の細部を決定するときに利用者が参加する方法として「モックアップ」という方法もあります。実物大の模型を作成し、実際に模擬的に利用してみることでより細かなニーズが表れ、よりよい建物ができるのです。建物の入り口やカウンター、トイレやスロープ・階段など、建物をつくる前に実際利用してみることで、もっともわかりやすく、的確なニーズ把握ができる方法といえるかもしれません。

利用者による検証と評価、そして改善への反映

以上に示したようなプロセスを経て建物が完成しても、利用しはじめると新たな課題や改善点が見えてくる場合があります。そのため、建物完成後もワークショップなどで計画的な現場体験をし、問題点を把握し、施主や設計者とその問題を共有することが重要です。そして、その改善に向けて具体的な提案を行い、反映していくことが必要です。このような検証作業は、実際に検証を行った場所の改善のみならず、今後つくられる別の建物をつくるうえでも重要な提案になります。

(2) 施設

移動空間

移動空間は、人がなんらかの意志により、ある場所から目的地まで行動する場所です。移動手段は、徒歩や車いす、自転車やオートバイ、乗用車など個人での移動方法から、バスやタクシー、電車などの公共交通機関までさまざまです。上下に移動するための手段としては、階段、エレベーター、エスカレーターなどがあります。また、杖を使っていたり、ベビーカーや買い物カートを押していたり、スーツケースを持っていたりと、移動の状況もさまざまです。こういった手段や状況を考慮し、快適に安全に目的地まで移動できるよう、以下の考え方でデザインすることが大切です。

(ア) 負担の少ない移動経路

無用な段差はつくりたくないだけでなく、車いす利用者やベビーカーやカートを押している人、足腰が弱い人にとっては、できるだけ垂直移動は避けたいものです。可能な限り水平移動で目的の行為が達成できるよう、計画することが大切です。また、視覚障害のある人にとっては、カーブや斜めの進行は方向感覚を失いやすく、利用しやすいとはいえません。できるだけ直角での移動ができるよう計画することが望まれます。

(イ) みんなが同じ動線で移動

先に書いたように、移動手段や状況によっては垂直移動が苦手な人がいます。それでも上下への移動をしなければならないとき、遠回りすることなく、みんなと同じ経路で移動できることが望まれます。エレベーターやスロープは、“同じ動線”になるような位置に計画する必要があります。

(ウ) 連続性のある計画

配慮されたデザインも、それが建物の一部だけでは、結局、目的の場所に行くまでに困難が生じます。建物に入るまで、そして入ってから部屋までも、部屋に入ってから移動は連続します。配慮も連続性がなければいけません。

(エ) ゆとりのある移動空間

移動はそれ自体が“運動”です。体力が落ちてきたり、重い荷物を持つ

ていたり、同じ移動でも疲れやすい人がいます。そのため、適度に休憩できるスペースを設けるなど、ゆとりのある移動空間が望まれます。また、人それぞれ移動のスピードは違います。自動開閉扉などは、ゆとりのある開閉速度にするなど、配慮が必要です。

[配慮ポイント]

- ・ 駐車場・駐輪場：十分なスペースを確保すること、とくに車いす利用者用駐車スペースは、安全で利用しやすい位置で、乗降時間を考慮して屋根を設置する必要があります。駐輪場は、わかりやすく、明るい場所に確保します。また、サインは、わかりやすくし、路面と標示板の2通りが必要です。
- ・ 敷地内通路：歩行者と自転車・自動車の動線を分離し、かつテクスチャー（素材）を変えることで、わかりやすくだれもが安全に利用できる空間が望まれます。十分な幅員と誘導用ブロックが必要です。勾配は、上り下りに不安を感じない角度と長さが必要です。適度に休憩スペースを確保することも大切です。
- ・ 玄関：わかりやすい位置、利用しやすいスペース、操作しやすい扉などが必要です。すべての人が同じ玄関・出入り口を利用するような計画が求められます。
- ・ 水平移動（廊下，出入り口）：車いすでの通行，回転ができるよう，十分な幅員が必要です。歩きやすく，車いすを利用しやすい床材を利用し，手すり等の歩行補助具の設置も求められます。ごみ箱など，突出物を出さないようにする配慮も必要です。
- ・ 上下移動（階段，エレベーター，エスカレーター）：エレベーターを建物外周部に敷設すると車いす利用者の動線が長くなってしまうため，ほぼ同じ経路で上下移動ができるように計画する必要があります。エレベーターは，十分な大きさ，だれもがわかりやすく操作しやすい操作部，的確な情報（特に非常時）を提供できる情報機器の設置などが必要です。階段は，適切な勾配で十分な幅員，滑りにくい踏み面，識別しやすい段

鼻(だんばな)などを備えることが大切です。また,エスカレーターは,進入の可否などを的確に伝える情報機器の設置が必要です。

- ・ スロープ:長さ,勾配,前後の安全などに配慮して計画することが重要です。連続性のある計画,終始点には障害物などが置かれないよう工夫する必要があります。
- ・ 移動の補助(手すり,ベンチ):移動や立ち座りの動作の補助,転倒・転落防止など,使い方を十分考慮したものを設置する必要があります。移動用手すりは,連続的に敷設し,使う人のからだの大きさを考慮して2段とすることが有効です。

活動空間

活動空間は,ある目的を果たすために一定時間活動したり,活動によって疲れた心や体を休めたりする場所です。さまざまな活動を快適で安全に行うためには,空間や設備でユニバーサルデザインが求められます。高齢や障害・疾病(病気)・妊娠などのために活動を制限されている人や大きな荷物を持っていたり,乳幼児を連れていたりする人,初めてその場所を利用する人など,人や状況によって異なる活動の特性を十分に配慮しなければなりません。そして,すべての人が無理なく活動を遂行できるよう,以下の考え方で建物・空間をデザインすることが望まれます。

(ア)心への配慮

利用の目的や活動の種類が異なっても,それぞれの活動が安心して行えるように,空間のデザインには配慮が必要です。落ち着いたたり,集中したり,くつろぐことができたりなど,活動にあった心理状態(こころ)を考慮した建物づくり・空間づくりが望まれます。また,プライバシーを守ることも安心には必要不可欠です。

(イ)それぞれの動作への配慮

活動や動作は,人によって,また,状況によって実にさまざまです。そのすべての活動が,“正確に・安定して・負担なく”行えることが望まれます。わかりやすく,操作しやすく,活動しやすいデザインが望まれること

は当然ですが、人がする活動ですからミスをすることも考慮し、そのミスを寛容に受け止め、対応できるような計画にする必要があります。

[配慮ポイント]

- トイレ・洗面所・多機能トイレ：わかりやすい位置にゆとりのある計画が必要です。男女トイレの左右を統一するなど、使いやすさを重視します。建物によって男女トイレの左右が異なることは、特に目の不自由な人などにとってわかりにくく、利用しにくいからです。水洗の操作などもわかりやすく操作しやすい機器でなければなりません。また、荷物置きを設置し、荷物が多く人や障害のある人の利用を補助することも大切です。
さらに、男女トイレともに、乳幼児のためのベビーシートやベビーベッドなどを設置するほか、子ども用男性便器や子ども用洗面台などを設置することが望まれます。多機能トイレは、他のトイレと隣接した場所に配置することが基本です。大きさ・表示・扉・手すりなどに配慮するとともに、乳幼児対応・オストメイト対応などにも配慮する必要があります。
- 更衣室，シャワー室：まず清潔で快適に使用できるゆとりとプライバシーを確保しなければなりません。脱衣室，更衣室，シャワー室などを連続して計画することも大切です。浴室には、浴槽への移乗を補助する座面などがあると便利です。
- カウンター，水飲み場，公衆電話：2種類の高さを用意し、すべての人が使えるよう計画する必要があります。筆談等ができるよう、荷物置きを設けることも欠かせません。
- 授乳室：使いやすくプライバシーを確保した空間が望まれます。男性の利用も考慮し、奥の部屋を設けるなどの配慮も必要です。
- 操作ボタン，スイッチなど：スイッチ，コンセント，ボタン，非常操作部，サインなど，操作しやすさを考慮した設備を導入する必要があります。
- 家具：すべての人が使えるよう安全で操作性の高い家具を設置する必要があります。

買い物のための空間(商店・スーパーマーケット・百貨店など)

商品棚の間隔は、ゆとりのある計画が重要です。試着室は、段差をなくすとともに、耳の不自由な人でもコミュニケーションを取れるよう工夫する必要があります。商品棚は、見やすく取りやすい棚を配慮します。商品を取ってもらうためには、手助けランプなどの設置が有効です。レジは、ゆとりのあるレーンとするか、もしくは車いすレーンを設ける方法があります。表示の値段などが見やすいように機器を設置することも重要です。

観賞・観覧のための空間(劇場・映画館・ホールなど)

聴覚障害のある人が鑑賞・観覧できる設備が求められます。段鼻は、暗転しても視認できるように配慮する必要があります。車いす用スペースは、選択できるように数カ所計画することが望まれます。家族観覧室も大切な配慮です。一方、ステージ・楽屋へのアクセシビリティ確保も欠かせません。

宿泊のための空間

睡眠・休息・入浴・トイレなど、生活のためのあらゆる動作が行われる空間であることを考慮して計画します。十分な大きさの出入り口と通路を確保し、ベッドまわりのゆとりも必要です。浴室や洗面等にも配慮します。情報から遮断されないように、情報設備を整備することも大切です。

(3) 公共交通機関

交通車両

公共交通の車両では、高齢者や障害のある人、小さい子どもや車いす利用者、大きなスーツケースを押している人など、さまざまな人が安全に快適に乗降できるように、ゆとりのある乗降ドアや車両とホーム（または地面）に段差のない（小さい）車両の導入が望まれます。また、視覚障害のある人などにとっては、車両の形が変わり、乗り方や降り方、通路の形状や席の配置、料金の支払い方などが変わるとそのことを把握し理解するこ

とがむずかしい場合があります。全車両の統一が望ましいのですが、路線別に車両の形式やデザインを固定するなどの配慮でも利用しやすくなります。

車内空間は、明るく清潔で見通しが良いだけでなく、車いす利用者が安心して乗車できる車いすスペースの確保、非常時に乗務員に連絡できる対話式の非常通報装置の設置など、安全・安心して乗車できる車両の整備が必要です。

また、初めて利用する人、日本語の不得意な外国人、漢字の苦手な子どもたちにもわかりやすいよう、駅名表示方法や車内案内表示などに配慮する必要があります。視覚障害のある人が乗車した際に乗車した位置が確認できる点字の案内、的確でわかりやすい音声案内などにも配慮が必要です。

[配慮ポイント]

- 車両とホーム：段差をつくらないことが大切です。どうしても段差ができてしまった場合には、段差隙間解消設備を利用する方法があります。
- ドアや通路：ドアや通路には、ゆとりをもたせ、車いす利用者が手すりを持てるような位置に車いすスペースを確保するなどの配慮が必要です。
- 案内表示：多機能車内案内表示器や点字案内標など、さまざまな表示方法による情報提供を行います。たとえば、鉄道車両は、駅番号を採用すれば、漢字の読めない子どもや外国人などにもわかりやすいです。
- 路線バス：バスの型式を固定・統一すれば、乗り方・降り方・席の配置・ボタンの押し方・料金の払い方などが理解しやすくなります。バスの下車を知らせる押しボタンは、その設置位置を十分に考慮する必要があります。行き先などの案内表示や案内放送をよりわかりやすくすることが大切です。また、市外からの来訪者がアクセスしやすく、電話やファクシミリでも問い合わせられる、交通車両の案内センターを設置すると便利です。
- タクシー：料金が確認しやすい、ナビゲーションが見えるなど、利用者が走行状況を把握しやすいと安心して乗車できます。ユニバーサルデザ

インタクシーなどの導入についても事業者との積極的な検討が必要です。

- ・ レンタカー，レンタサイクル：さまざまなニーズに対応できるように選択肢を多く用意することが大切です。

交通施設

まず，安全で負担のない歩行空間や上下への移動を可能にする必要があります。段差のないゆとりのある歩行空間が，まちから車両まで，または次の交通機関まで連続的に整備される必要があります。さまざまな移動方法や状況に対応できるよう，上下移動には階段・エレベーター・エスカレーターなどの複数種類の設備が必要です。

視覚障害者誘導用ブロックは，連続的に設置する必要があることはもちろん，急いでいる大勢の人人の中を誘導するので，その設置位置は慎重に考慮する必要があります。ホールやコンコースの中央に設置すると大勢の移動と重なり，逆に危険になる場合もあります。

次に，安全快適にすごせる待機空間（ホームやバス停）を整備する必要があります。車両との接点であるホームやバス停などでは，視覚や聴覚に障害のある人，高齢者や子どもなども安全に車両を待つことができるよう，見通しを良くしたり，柵を設けるなどの工夫が大切です。また，暗い夜や雨の日，風の強い日，日差しの強い日などのさまざまな天候でも，快適に車両を待つことができるよう配慮が必要です。これにより，荷物を持った人でもゆっくり傘をさせるなど，みんなが利用しやすくなります。

さらに，わかりやすい案内と券売システムが求められます。公共交通機関は，乗車券を買い，改札を抜けるなどの特定の行動を必要とします。これらの行動がだれにでもわかりやすく，利用しやすいように配慮する必要があります。券売機などは，目の不自由な人にもわかりやすく，車いす利用者や子どもでも利用できる高さのものを設置するなど，選択肢を設けることも重要です。

[配慮ポイント]

- 鉄道駅舎・ホーム空間：多くの移動を伴わずに情報を得られるよう、動線に沿ったわかりやすい位置に案内表示を設置します。
- 券売機・自動改札：わかりやすい位置に利用しやすい設備を設置するとともに、移動方法や状況によって選択できるよう、いくつもの選択肢を用意します。
- 可動式ホーム柵：安全に車両を待つことができるために有効です。
- 休憩所：長い移動が困難だったり、大きな荷物を持っているときに、休憩できる場所を適度に配置します。
- 視覚障害者誘導用ブロック：大量輸送機関においては、人の移動が時間的にも空間的にも集中します。このような場合でも、視覚障害のある人が安全に移動できるよう、視覚障害者誘導用ブロックの敷設位置には、細心の注意を払う必要があります。
- 音声案内・誘導音（チャイムなど）：出入り口や券売機、改札口などの位置を知らせる音声案内や誘導音（チャイムなど）は、わかりやすい案内にします。たとえば、改札口を示す誘導音はどこの駅舎でも同じであるような、統一感のある整備も必要です。
- バスターミナル・バス停：ノンステップバスなどの車両との段差をなくすために、マウントアップ型の構造とするなどの配慮が必要です。バスが正着できるよう、状況に応じてバスベイ型、ストレート型などの形式とします。また、風や雨、強い日差しを避けることができるように、屋根や防風板を設置します。見通しなどへの配慮も必要です。

夜間、明るくなるように街灯を設置します。車両から人が確認しやすくなるとともに、防犯上も安心して待機することができます。

さらに、どの路線がどのバス停から出るのか、わかりやすく計画する必要があります。また、これらを適切に案内するための見やすく理解しやすい案内板・案内放送も必要です。

(4) 道路

車道空間

車道空間とは、自動車やオートバイ、自転車などが走行したり、停車したりする場所です。自動車は、軽自動車や普通自動車などの個人使用や大型トラックやダンプカーなどの業務用、バスやタクシーなどの公共機関までさまざまです。また、これらを運転する人も自転車は子どもから高齢者まで、自動車やオートバイでも初心者や高齢者、そして、プロの運転手までさまざまです。このように多種多様な車両や運転者が利用することを考慮し、以下の考え方で快適に安全に走行できるようデザインすることが大切です。

(ア) さまざまな状況でも運転しやすい車道空間

運転をするときの周囲の状況は、昼や夜、晴れや雨、嵐や雪、夏や冬などその時々によってさまざまです。夜間における交差点や横断歩道での視認性の確保や降雨時の水しぶき、走行騒音、ライトの反射などの低減、また豪雨による冠水や降雪によるスリップの防止、さらに、対向車ライトの眩しさや夏季の暑さなどを低減するために、工夫して整備することが求められます。

(イ) 歩行者の安全を確保した車道空間

つくば市には、幅の広い幹線道路がある一方、比較的狭い生活道路もあります。幅の狭い道路においても、歩行者が安全に安心して歩行できるよう、工夫して整備することが求められます。

[配慮ポイント]

- 車道の幅員・車線数：交通量および利用状況に応じた適正な幅員とすることが大切です。
- 舗装材料：降雨時の水しぶき、走行騒音、ライトの反射等を低減する必要がある個所では、排水性舗装とすることが有効です。
- 縁石：車両乗り入れ部や歩道巻き込み部など、やむを得ない場合を除き連続するように設けることが必要です。

- ・ 排水施設：側溝・排水柵・横断側溝などの排水施設は、動線と交差しな
い場所に設け、ふたは滑りにくく、靴のかかとなどが落ち込まないもの
とすることが求められます。
- ・ 中央分離帯：植込みがされている場合、定期的な管理を行うことにより、
対向車ライトによるまぶしさの低減が図られます。街路樹は、定期的な
管理を行うことにより、良好な景観をつくり、夏季の日差しを和らげる
ことができます。
- ・ 自転車・歩行者通行帯：歩道のない道路では、路肩および余裕幅などを
利用し、自転車・歩行者通行帯を設けることが望まれます。舗装材料や
色調を変え、利用者にわかりやすくすることが大切です。

歩道空間

歩道空間は、子どもから高齢者までさまざまな人人が移動する場所です。
安全性はもちろんのこと、わかりやすさや快適性など、以下の考え方でデ
ザインすることが大切です。

(ア)安全に安心して歩行できる

まず、どのような人が、どれくらい、どのような目的で、どんな手段(徒
歩、自転車、車いす等)で利用しているのかを把握しなければなりません。
それを参考に段差や幅員狭小個所の改善等に努め、歩行者が安全に安心し
て歩行できる歩道空間を整備することが大切です。

(イ)人・自然環境にやさしい歩行空間

疲れたときに休息ができ、語らいの場として利用できるベンチや緑、水
飲み場などを設置したり、ヒートアイランド対策や地下水保全対策を実施
するなど、人や自然環境への配慮が必要です。

(ウ)安全に安心して通行できる横断施設空間

視覚に障害のある人や車いす利用者、子どもや高齢者、大きなスーツケ
ースやベビーカーを押している人なども安全に安心して通行できるよう、
利用者の歩行速度や身体能力に配慮した路上・立体横断施設を整備するこ
とが求められます。

[配慮ポイント]

- 歩道の形式・材料：連続的な平坦性を確保し、段差軽減のためフラット型にすることが求められます。ただし、フラット型であっても横断歩道部などにおいては、目の不自由な人が歩道と車道の境界部を認知できるよう、歩行者動線用乗入れブロックを使用する工夫が必要です。また、市街地部では水溜りが生じないように、透水性舗装または排水性舗装を用いることが有効です。
- 歩道の勾配・段差：車いす利用者が通行しやすい勾配にする必要があります。やむを得ず段差が生じる場合は、通行に支障のない高さとすることが求められます。
- 縁石：縁石は、車両乗り入れ部や歩道巻き込み部など、やむを得ない場合を除き連続させることが大切です。
- 歩行者と自転車の分離：歩道の幅員を広く確保できる場合は、利用状況に応じて歩行者と自転車を分離する形状とすることが望まれます。また、舗装材料の変更などで通行帯をわかりやすくすることも大切です。
- 音声信号機：交差点では、歩道部分に横断待ちをする平坦なスペースを設け、視覚に障害のある人も安全に横断できるよう、音声信号機を設置することが求められます。必要に応じて、道路照明灯などを設置し視認性を高めることも有効です。
- 野外照明：照明による事故の抑制効果の高いところや交通量の多いところ、人の集まるところに優先して設置する必要があります。明るさは、歩行者などの通行量や周辺の光環境を考慮し、適切な明るさを確保しなければなりません。

緑の空間

公園等のオープンスペースは、利用者が不特定多数であることが特徴です。四季をとおして使うことも考える必要があります。一方で利用者のもつ特性やニーズへは相互に矛盾することもあります。すべて同じ基準でつくるのではなく、より多くの選択肢を提供できるよう、以下の考え方でデ

ザインする必要があります。

また、すべての公園等をユニバーサルデザイン化することは不可能であり、現実的ではありません。そこで、公園の地形などの条件や障害の程度や介護の有無により、対応できるかどうかなどの情報を提供することが有効となります。利用する前に必要な情報が得られれば、自らの意志で経路や施設を選択できるからです。情報提供は、現地の案内看板やホームページ等を活用します。

[配慮ポイント]

- 公園等のレイアウト：敷地の地形や外部道路からのアクセスの条件、公園の利用目的を踏まえ、利用者の動線を十分考慮して主要施設やルートのレイアウトを行わねばなりません。幅広い利用者の年齢や身体能力に配慮し、多くの選択肢を設けることも必要です。
- 段差のない園路，出入口：園路は、さまざまな利用者に配慮した十分な幅員と縦勾配を確保しなければなりません。スロープの場合、水平部分を設ける必要があります。車いすの脱輪防止，手すり，誘導ブロックなどの設置も必要です。
- 側溝などの蓋：事故防止のため、側溝には蓋を設ける必要があります。蓋は、杖や車いすのキャスターなどがはまらない形状にすることが求められます。
- 休憩施設：東屋やベンチをさまざまな利用者に合わせて、適切な間隔で設置することが重要です。ベンチに車いすと並んで座れるような配慮も必要です。また、施設の主要部分には、悪天候から身を守る配慮も欠かせません。
- 障害者用駐車場：出入り口に最も近い場所に、規模に応じた数の車いす利用者専用駐車場を確保しなければなりません。駐車場から出入り口へのアプローチの安全性も欠かせません。
- 障害者用トイレ：主要経路からアクセスしやすい場所に車いすの利用者が利用できるトイレを少なくとも1カ所設置しなければなりません。自

然環境に調和したデザインへの配慮も大切です。

- 植栽：主要ルートや手に触れることのできる範囲内に毒やとげのある植栽は配してはいけません。やむを得ない場合には、わかりやすいサインで危険性を伝えます。
- 地表面の素材：転倒防止のため、悪天候でもすべらない素材を採用することが大切です。広場と園路で素材を変えると目の不自由な人にもわかりやすくなります。
- 子どもの遊び場：障害児をはじめ、体力に合わせて遊べる選択肢を用意する必要があります。どこからでも見守れるよう、視認性を確保することも重要です。
- 水辺空間：だれもが水に親しめることが大切です。直接水に触れることができない場合でも景観や音(水琴窟など)を楽しめる配慮が求められます。
- 案内看板、音声案内施設、触地図：だれもが現在地と目的地、ルートを把握できるようにするために、主要個所にわかりやすい案内看板を設置する必要があります。さまざまな身体能力の利用者に配慮し、音声や触覚に対応することが望まれます。
- 情報の提供・公開：公園には、自然の景観を生かした自然勾配や段差などが存在します。たとえば、車いすの利用者が現場に行ってしまうから利用できないといった不都合を防ぐために、バリアフリーマップなどの情報をホームページやパンフレット等で事前に知らせるシステムを用意することが欠かせません。
- 障害者に配慮した利用プログラムなどの提供：できるかぎりすべての利用者が等しく自然観察やリクリエーションを楽しめるよう、自然観察会など、さまざまなレベルのプログラムを用意する必要があります。
- 利用をサポートするボランティアのしくみづくり：自然観察やリクリエーションプログラムでは、適切なスキルを備えた人材が不可欠です。そうしたボランティアの人材を適時確保できるしくみづくりやマニュアルの整備が求められます。

5 「快適な生活づくりのためのアンケート」結果

「つくば市ユニバーサルデザイン基本方針」策定にあたり，市民のみなさんを対象として「快適な生活づくりのためのアンケート」を実施しました。このアンケートは，ユニバーサルデザインに関する現在の市民の方々の意識を調査することを目的としています。

アンケートでは，以下の項目について質問し，それぞれの設問について評価していただきました。

(1) アンケートの目的と質問内容

交通機関・道路について(20問)

- 問1: 最寄りのつくばエクスプレスの駅への交通の便
- 問2: 最寄りのつくばエクスプレスの駅構内の案内情報(標示・アナウンス)
- 問3: 最寄りのつくばエクスプレスの駅構内の移動のしやすさ
- 問4: 最寄りのつくばエクスプレスの駅の切符の買いやすさ
- 問5: 最寄りのつくばエクスプレスの駅のトイレ
- 問6: つくばエクスプレスからバス・タクシーへの乗り換え
- 問7: つくばセンター周辺の案内情報(標示・アナウンス)
- 問8: つくばセンター周辺の駐車場・駐輪場
- 問9: お近くの路線バスのバス停の場所
- 問10: つくばバスセンターの案内情報(標示・アナウンス)
- 問11: 路線バス車内の案内情報(表示・アナウンス)
- 問12: 路線バスの乗り降りのしやすさ
- 問13: タクシーの対応
- 問14: タクシーの乗りやすさ(拾いやすさ)
- 問15: 道(歩道)の歩きやすさ
- 問16: 車道の走りやすさ
- 問17: 横断歩道・信号機・歩道橋の便利さ
- 問18: 道路標識のわかりやすさ
- 問19: 施設表示(建物の名前など)のわかりやすさ
- 問20: 目的地までの行き方案内(設置式の地図・方向指示など)のわかりやすさ

公共施設について(8問)

- 問21: 市役所(各庁舎)までの行きやすさ
- 問22: 市役所で目的に合った庁舎のわかりやすさ
- 問23: 市役所職員の対応
- 問24: 公民館・児童館の使いやすさ
- 問25: 図書館の使いやすさ
- 問26: カピオ・ノバホールなど市民ホールの使いやすさ
- 問27: 公園の使いやすさ
- 問28: 運動施設(体育館・テニスコートなど)の使いやすさ

情報提供(6問)

- 問29: つくば市からのお知らせ(広報紙など)の情報量
- 問30: つくば市からのお知らせ(広報紙など)のわかりやすさ
- 問31: つくば市のホームページ
- 問32: 「広報つくば」メールマガジン
- 問33: つくば市への意見(市長へメール, パブリックコメントなど)の出しやすさ
- 問34: つくば市が行っている情報公開

生活環境(7問)

- 問35: 医療機関までの行きやすさ
- 問36: 目的に合った医療機関の場所のわかりやすさ
- 問37: 緊急時や災害時の警報やお知らせ
- 問38: 緊急時や災害時の避難
- 問39: つくば市の防犯対策
- 問40: つくば市のゴミの出しやすさ

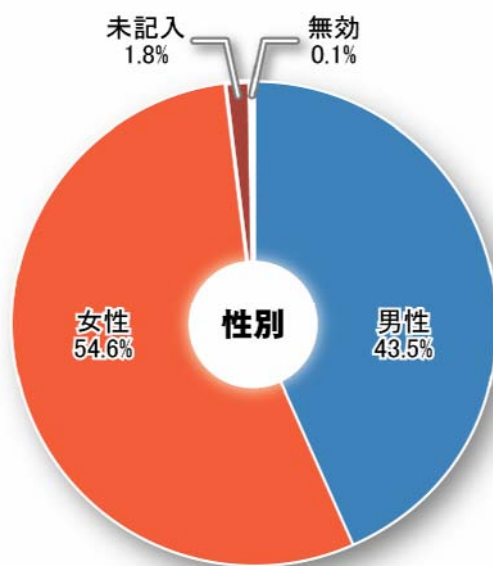
その他つくば市での暮らしやすさ(しにくさ)(5問)

- 問41: つくば市はだれもが安全・安心に暮らせるまち
- 問42: つくば市はだれもが快適に暮らせるまち
- 問43: つくば市は市民活動がさかんなまち

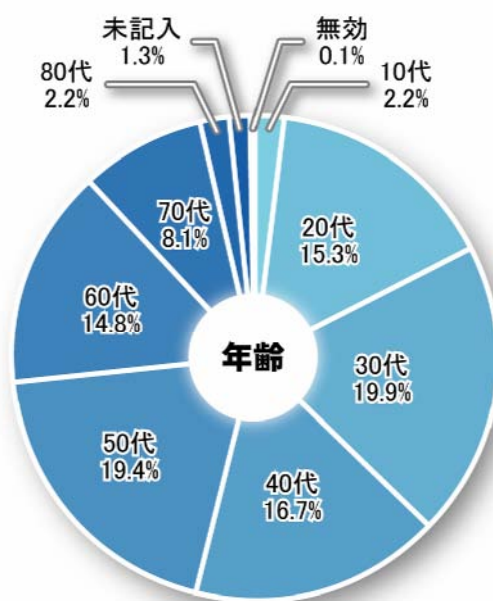
(2) アンケートの回答結果

回答者属性

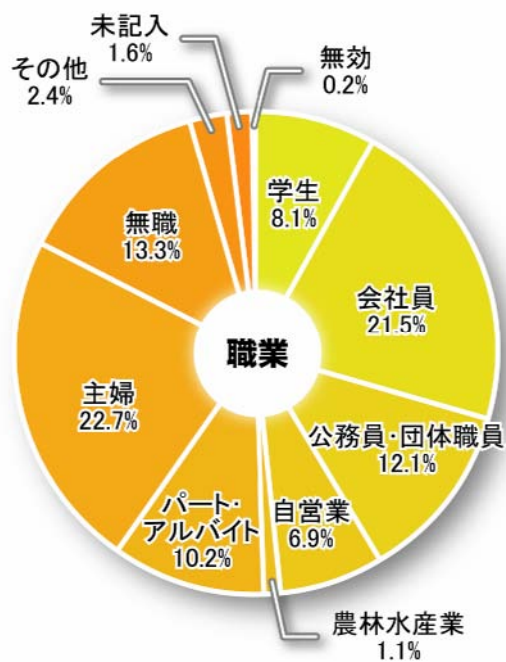
性別割合



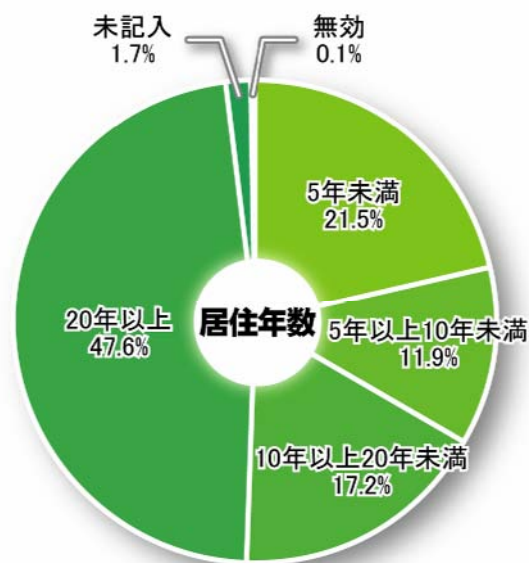
年齢割合



職業割合



居住年数割合



ては、不便であるとの低い評価が得られました。

そのほかの質問では、近くのバス停の場所、つくばバスセンターの案内表示やタクシーの拾いやすさについては、低い評価、車道の走りやすさや横断歩道・信号機・歩道橋の便利さについては、高い評価が得られました。

(イ) 公共施設

目的にあった市役所の庁舎がわかりにくい、公民館・児童館・図書館・市民ホールなどの公共施設については、使いやすいという評価が得られました。

(ウ) 情報提供

つくば市からのお知らせについては、情報量やわかりやすさがともに高い評価を得ました。しかし、ホームページは、約半数の人が見たことがなく、広報つくばメールマガジンと市への意見については、「見たことがない」「出したことがない」の回答が6割を越えました。

(エ) 生活環境

緊急時や災害時の警報やお知らせ、安全な避難、防犯対策については評価が低い一方、ゴミの出しやすさは高い評価が得られました。

そのほかには、市民のみなさんが安全・安心・快適に暮らしているかについては、どちらともいえないという評価が得られました。

また、つくばセンター周辺に住んでいる人と周辺地区に住んでいる人とを分けてアンケートの集計をしたところ、つくばセンター付近の中心地区は若年層、それ以外の周辺地区は中高年層が多く分布していることがわかりました。その結果、個別の質問で地区での違いがやや大きく出たものがいくつかありました。

中心地区の方が評価が高かったのは、路線バスのバス停の場所と公園の使いやすさで、逆に中心地区の方が評価が低かったのは、市役所（各庁舎）までの行きやすさ、目的にあった庁舎のわかりやすさ、防犯対策でした。

特に困っていることや具体的なご要望については、多くの自由記述の回答を得ました。これらから市民のみなさまの関心の高さがうかがえます。

6 つくば市のユニバーサルデザイン取り組み例

つくば市のユニバーサルデザイン活動は、本方針をもとにこれから本格的にスタートします。

これまでもつくば市内では、いろいろな人の不自由さを解消する試みが行われてきました。ここでは、これまでのつくば市における取り組み事例を紹介します。

(1)生活

「安全・安心まちづくり市民の集い」の開催

市民や交通・防犯関係団体などが集まり、防犯自警団の事例発表、犯罪情勢の講演会などを実施しています。市民に対する防犯意識・交通事故防止の高揚を図り、安全で安心なまちづくりを推進するものです。

障害のある子どもの小・中学校での受け入れ

市の小・中学校では、障害のある子どもたちを受け入れる場合には、要望に応じて検討し、トイレ・スロープなどの施設面での整備も進めています。また、障害のある子どもたちが学ぶための支援として、子ども一人に対して教育補助教員を一人ずつ配置しています。



さまざまな人が参加するイベントの開催

つくば市では、障害のある人や高齢者も楽しく参加できるようなイベントを開催しています。開催にあたっては、関連団体などと協力して実行委員会を設置し、話し合いながら実施しています。

- ・ おひさまサンサンフェスティバル
さまざまな人を対象にスポーツやレクリエーションを行うとともに、障害のある人や高齢者などが制作した作品の展示販売等を行います。



- ・ チャレンジアートフェスティバル
障害のある人が制作した作品の展示と演劇等の舞台発表をとおして、生きがいづくりや社会参加の機会を提供します。



(2) 情報

ホームページ

目の不自由な人のための音声対応（ただし、まだ一部分です）、外国人などに対応した英語版を作成しています。

広報紙

新聞の折り込みや公共施設での閲覧、直送、電子媒体など、さまざまな提供方法ですべての市民が情報を得ることができるように配慮しています。また、点字広報や声の広報、外国語版など、さまざまな伝達方法で制作しています。



市民参加型の広報紙

「広報つくば」は、行政だけではなく、公募による市民記者や市民カメラマンが紙面作成に参加しています。編集・デザインについては、文字の大きさ、書体、配色などに配慮することはもちろん、全面カラーで写真やイラストを豊富に使い、中学生でも理解しやすい文章表現を心がけています。

複数の方法で配布

毎月1日・15日の2回発行で、主として新聞の折り込みで市民に配布しています。新聞を購読していない市民のためには、主な公共施設（各庁舎、中央図書館、公民館、市内の大学等）に置いてあります。また、それでも手に入れることがむずかしい場合には、直接郵送もしています。

電子媒体の採用

「広報つくば」は、紙媒体として配布するだけでなく、つくば市ホームページにPDF版を掲載しているほか、メールマガジンでの配信も行っています。そのため、いつでもバックナンバーを見ることができます。

さまざまな情報伝達手段で翻訳

「広報つくば」は印刷物以外にも、目の不自由な人のために点訳した「点字広報」やカセットテープに録音した「声の広報」を用意しています。

また「広報つくば」の内容を基本に、さらに日本文化紹介や留学生交流員による取材情報等を加えた広報紙も発行しています（毎月15日発行）。英語、中国語、韓国語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語の6カ国で発行され、外国人の方が興味をもって読むことのできる内容を心がけています。

災害情報

ホームページにある「つくば市防災WEB」の「防災TVニュース」「災害地域地図表示システム」「災害地域検索システム」などで、災害情報をすばやく提供しています。これらはつくば市ならではの先進的なシステムです。また、携帯電話で災害時の情報を入手できる「災害通知メールシステム」も行っています。

会議・講演会などでの情報保障

つくば市主催の会議・講演会などについては、とくに耳の不自由な人への対応として、手話通訳者などを積極的に活用しています。



(3)まち

駅前ロータリー・道路・歩道の整備

市内4駅の駅前整備については、車歩道の段差をなくすなど、ユニバーサルデザインの考えに基づいた整備を行っています。



公園整備・トイレ

中央公園では、市内の公園でいち早く多目的トイレを設置しました。今後、ほかの公園を改修していく場合も、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、こうした整備を進めていきます。



各庁舎での対応

市民窓口課や各市民窓口センターでは、車いすを利用している人も使いやすいローカウンターを導入し、サインについても「見てわかりやすい」デザインを心がけています。また、国際課には外国人相談窓口を設置しています。



庁舎内のトイレには、谷田部庁舎、桜庁舎の男女ともに、ベビーシートを設置しています。



つくば市ユニバーサルデザイン懇話会委員名簿

	氏 名	役 職 等
1	李 芝英	つくば市外国人生活相談翻訳通訳員
2	大曾根賢一	(社)茨城県理学療法士会理事
3	後藤 豊	筑波技術大学 産業技術学部教授
4	高岡明日香	特定非営利活動法人ままとーん(子育て支援)
5	柘植 法子	つくば市社会福祉協議会理事
6	蓮見 孝	筑波大学大学院 人間総合科学研究科教授
7	宮田 明実	つくば市福祉団体等連絡協議会
8	吉田 真澄	筑波学院大学 情報コミュニケーション学部情報メディア学科教授
9	酒井 晃	つくば市保健福祉部長
10	横田 國明	つくば市都市建設部長

つくば市ユニバーサルデザイン基本方針策定経過

平成17年

- 8月 市の現状と課題調査実施

- 10月 筑波技術大学と連携協定締結

- 11月 筑波技術大学へ「ユニバーサルデザイン基本方針」策定業務
研究委託
市民アンケート調査実施

- 12月 第1回ユニバーサルデザイン懇話会開催
経過報告について
アンケート調査の結果について
基本方針の骨子について

平成18年

- 2月 第2回ユニバーサルデザイン懇話会開催
アンケート調査の結果について
基本方針（案）について

 - 3月 パブリックコメント実施
各部局等に基本方針（案）について意見照会
第3回ユニバーサルデザイン懇話会開催
基本方針（案）について
- つくば市ユニバーサルデザイン基本方針策定

つくば市ユニバーサルデザイン基本方針
平成18年3月

発行 つくば市 市長公室 政策審議室
〒305-8555
茨城県つくば市谷田部4741番地
Tel 029-836-1111 (代表)
Fax 029-836-9471

調査・研究 筑波技術大学
(つくば市 ユニバーサルデザイン基本方針策定プロジェクト)